

令和 7 年 9 月 16 日 (火)

学校人事課給与係

担当 上原、黒崎

内線 027-226-4599

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する 規則の一部を改正する規則の概要

1. 改正の概要

昭和 55 年改正附則別表に定める通勤手当の算定根拠となる額を改める。

2. 改正内容

令和 4 年給与改定で、交通用具使用者に係る通勤手当額の改定時期が年 2 回となったことから、昭和 55 年改正附則別表に定める通勤手当の算定根拠となる額を改正し、令和 7 年 10 月 1 日から交通用具使用者に係る通勤手当額を引き上げる。

3. 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日